
鋼船規則検査要領

W 編

船橋視界

要
領

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 5 月 8 日 達 第 27 号

2015 年 2 月 2 日 技術委員会 審議

2015 年 5 月 8 日 達 第 27 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

W 編 船橋視界

W1 通則

W1.1 一般

W1.1.2 を次のように改める。

W1.1.2 特殊設計の船舶

規則 1.1.2 にいう「特殊な設計の船舶」 (W2.1.4-1.(2)のただし書きに規定する船舶を除く。) において、次の(1)から(5)に掲げる要件を満足する場合、遠隔操作式カメラ装置は、船橋ウイングから船側を視認するための規則 2.1.4 の同等手段として認められる。

- (1) 遠隔操作式カメラ装置の次に掲げる部品は冗長性を有すること。
 - (a) 主配電盤からカメラ及びスクリーンまでの動力用ケーブル及び遮断器
 - (b) カメラ
 - (c) スクリーン
 - (d) カメラからスクリーンまでの映像信号伝達系統
 - (e) 前(d)の系統に使用される部品及びケーブル
- (2) 遠隔操作式カメラ装置は、主電源から給電されること。(非常電源から給電される必要はない。)
- (3) 遠隔操作式カメラ装置は、船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 7 編 1 章 表 7.1-1. に示す環境条件のもとで、連続操作が可能であること。
- (4) 遠隔操作式カメラ装置の映像が 主操舵操船を行う場所からにおいて確認できること。
- (5) 操船を行う場所から ~~遠隔操作式カメラ装置の映像により~~、両舷の船側上端を 直接確視認できること。

W2 船橋視界

W2.1 船橋視界

W2.1.4 船側

-1.(2)を次のように改める。

-1. 規則 W 編 2.1.4 にいう「船橋ウイングからは船側が見えなければならない。」とは、次の(1)又は(2)に掲げる状態をいう。

- (1) 最小喫水状態において、航海者が船橋ウイングから身を乗り出した状態で船の最大幅における船側を安全に視認できること。ただし、船橋ウイングから船の最大幅における船側までの距離は 400mm を超えてはならない。（図 W2.1.4-1.参照）
- (2) 最小喫水状態において、船の全長にわたって船の最大幅から 500mm 以遠の海面が船橋ウイングより視認できること（図 W2.1.4-2.参照）。ただし、他船又は海洋構造物に近接して作業に従事する船舶（例えば、引船、押船及び、洋上補給船、救助船及び作業船（例えば、バージ型のクレーン）等）については、最小喫水状態において、船の全長にわたって船の最大幅から $1,500\text{mm}$ 以遠の海面が船橋ウイングより視認できること。

図 W2.1.4-1.

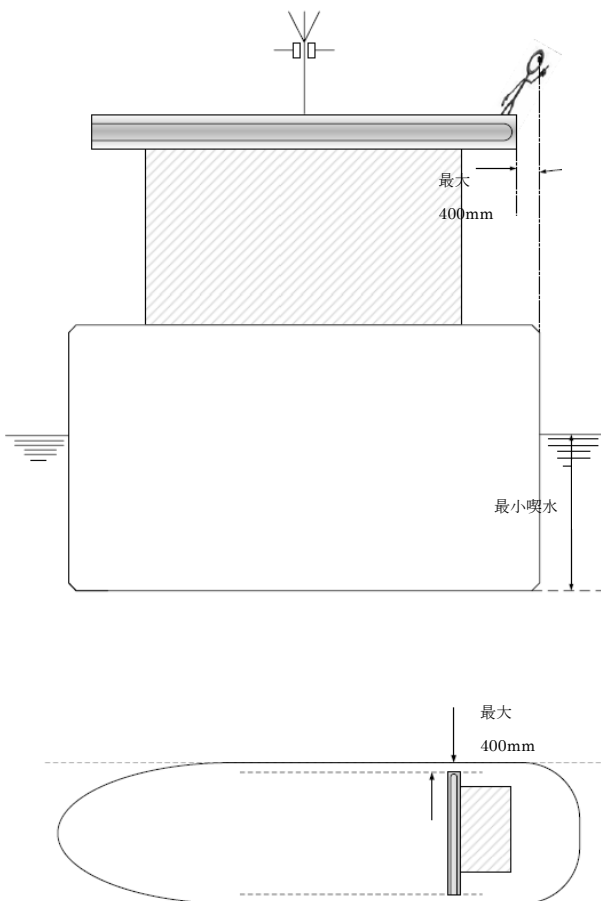
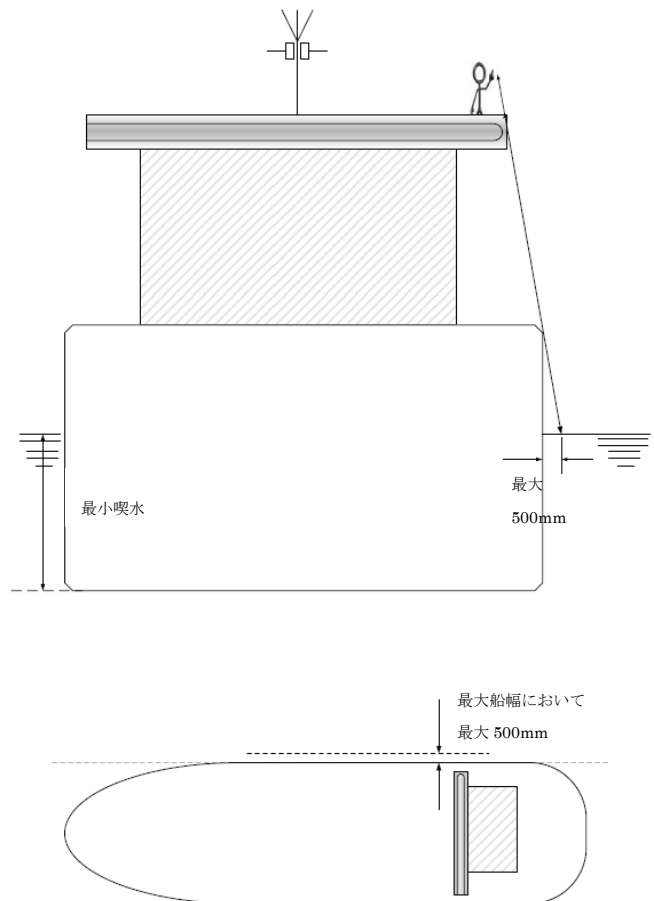


図 W2.1.4-2.



附 則

1. この達は、2015 年 5 月 8 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

*高速船については、1%を 3%に読み替える。